

# 「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方の検討」 に対する意見

電源開発株式会社

2016年12月21日

1. 基本的な考え方
2. 「負担の在り方の検討」の前提条件(イコールフットイング)
3. 「負担の在り方の検討」の前提条件(課金転嫁の仕組み)
4. 「負担の在り方の検討」にあたり配慮が必要な点
5. 立地に応じた傾斜の考え方、送電ロスの取扱い

# 1. 基本的な考え方



J-POWERは国内69箇所の水力・火力発電所(単体合計出力約1,700万kW)を保有する発電事業者であるとともに、全国に送変電設備を保有して送配電網の一部を担う送電事業者でもある。その立場から、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について意見を述べる。

## ➤ 当社の基本的な考え方は以下の2点:

- 広域メリットオーダーに資する卸電力市場(相対取引と取引所取引の両方)の健全な発展
- エネルギーミックスの達成と安定供給の確保という政策目的と託送料金のバランスの実現

## ➤ 上記の基本的な考え方と、当WGの制度検討の趣旨である「送配電網の維持・運用コストの抑制・低減」を踏まえるならば、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方は以下の条件を前提として検討されるべきものと認識。

- すべての電源(FIT電源も含む)間の競争上のイコルフットィングの確保
- 実効性のある課金転嫁の仕組みの導入

## ➤ また、「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方の検討」にあたっては、発電設備の固定費回収に関係する他の制度(調整力公募、リアルタイム市場、容量メカニズム等)との整合性が重要と認識。

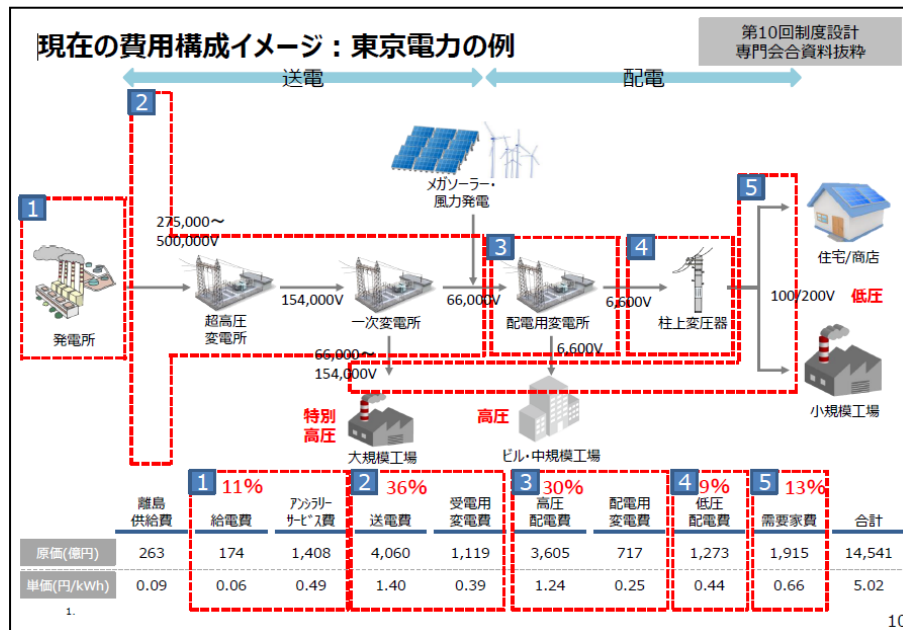
## 2. 「負担の在り方の検討」の前提条件（イコールフットイング）



### ➤ すべての電源（FIT電源も含む）間の競争上のイコールフットイングの確保：

- 電源間の競争上のイコールフットイングを踏まえるならば、発電側課金については、kWあたり同一の単価とする方法が考えられる。
- 発電側課金の原価については、今般はじめて導入される課金であることを踏まえるならば、課金の対象となる原価の範囲は小さくする方が望ましいと考える。

□ 当社連結経常利益（平成27年度580億円）と比較すると、たとえば課金単価が約3,000円/kW・年である場合、100万kWの電源の負担額は30億円/年となり、1,700万kWの電源を保有するJ-POWERの場合、合計で510億円/年の費用負担（連結経常利益にほぼ相当）となる。



※課金単価3,000円/kW・年の算定根拠：

- ・発電側原価：平成27年12月に認可を受けた10社の託送供給等約款料金から、「総アンシラリーサービス費」、「総送電費」、「受電用変電サービス費」の各原価の固定費のうち、その1/2が発電側課金の原価になると想定。（全国で約7,660億円/年）
- ・課金の対象となる電源：すべての電源（電気事業者の保有する電源、稼働中のFIT電源）が発電側課金の対象になると想定して、当社で出力を推計。（全国で約2.9億kW）

出典：電力・ガス取引監視等委員会  
 第1回送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG  
 資料3

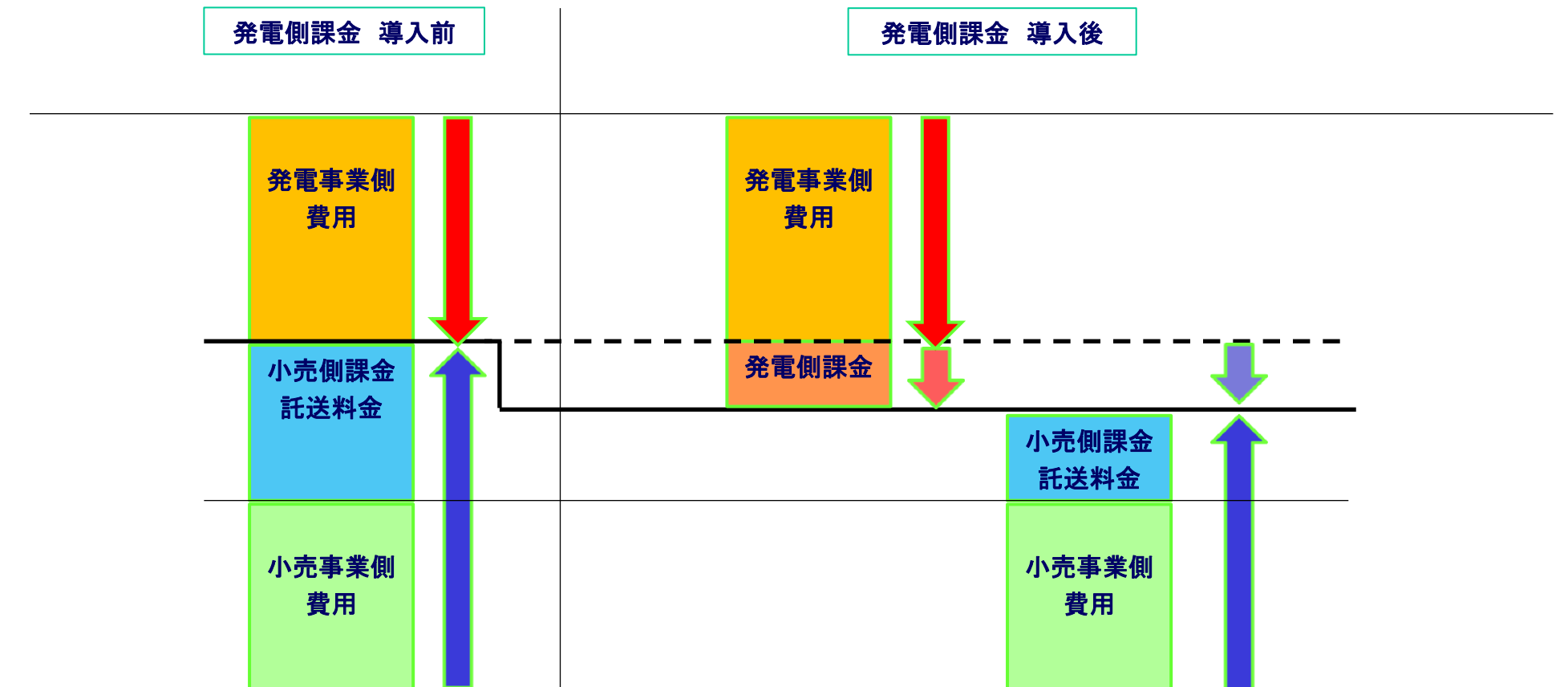
### 3. 「負担の在り方の検討」の前提条件(課金転嫁の仕組み)



#### ➤ 実効性のある課金転嫁の仕組みの導入:

- 発電側課金は発電と小売の間の託送原価のリバランスであり、総原価を増やすものではない。
- 但しこれは、小売事業者からみれば負担減であるが、「発電専業会社」にとっては負担の純増となるため、自由競争下での相対契約とJEPXでの取引(スポット・時間前)の両方について、実効性のある課金転嫁の仕組みと確実な回収が必要と認識。
- 実効性のある課金転嫁の仕組みとして、ガイドライン等で規範(望ましい行為・問題となる行為)を制定するだけに留まらず、課金転嫁の状況について継続的に検証を行い、必要に応じてこれを是正させることも必要。
  - 相対取引について:
    - ・ 課金導入後、課金額の適切な回収だけではなく、買い手側による本体価格の値下げ強要や支払時期の後ろ倒し等もないように、金額と時期の両方の観点から、適切かつ円滑に課金転嫁されることが重要。
  - 取引所取引について:
    - ・ 取引所取引での課金転嫁上の難しい課題が存在。(たとえば、kWhベースの取引に対するkW課金の適切かつ円滑な転嫁、またはそれに代わる方策が必要)
    - ・ 卸電力市場活性化の一環として、取引所の活用拡大が示されていることを踏まえれば、発電側課金が導入された後も、取引所取引の健全な発展と価格シグナルを歪めないことが重要。課題が解消されず、発電側からの課金転嫁あるいはそれに代わる方策がとられない結果、発電事業者にとって取引所取引を利用することへのディスインセンティブとなり、市場の活性化を目指す方向性と整合しなくなることが懸念される。

## ○発電事業と小売事業の兼業会社の場合(イメージ):



- ・発電事業と小売事業の兼業会社の場合、発電側課金により発電事業側費用は増えても、小売事業側費用は小売側課金託送料金が減るので相殺される(=リバランス)。

## 4. 「負担の在り方の検討」にあたり配慮が必要な点

### ➤ 負荷平準化機能を有する設備(揚水・蓄電池)に対する措置:

- 揚水と蓄電池は負荷平準化の機能を有しており、発電設備の投資節減と、kWに応じて形成される送配電網の投資節減の両方に寄与し、当WGの制度検討の趣旨である「送配電網の維持・運用コストの抑制・低減」に貢献する設備。また、いずれの設備も新たに電気を発電する設備ではなく、一時的に電気を蓄える設備。したがって、揚水と蓄電池は、発電側課金の対象外とする。

## 5. 立地に応じた傾斜の考え方、送電ロスの取扱い

### ➤ 立地に応じた傾斜の考え方：

- 当WGの制度検討の趣旨である「送配電網の維持・運用コストの抑制・低減」を踏まえるならば、立地に応じた傾斜は、新設電源をもっとも経済的な立地に誘導することが最重要の目的だと認識。
- 立地に応じた傾斜を設定することにより、既設電源の有効活用に支障がでないようにすることが重要。

### ➤ 送電ロスの取扱い：

- 当WGの制度検討の趣旨である「送配電網の維持・運用コストの抑制・低減」を踏まえるならば、送電ロスについて以下のように考えられる。
  - 送配電事業者が、相対取引、取引所取引を活用した効率的な送電ロスの調達と、送電ロスの補填の両方を一括して担うこと。
  - 送電ロスの調達・補填コストの負担者は現行通り小売事業者として、負担方法は実費精算とすること。